

告 示 第 7 7 3 号

令和 7 年 6 月 3 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島農業振興地域整備計画の変更案について（公告）

鹿児島農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供します。

なお、本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、本市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、令和 7 年 7 月 2 日（水）の翌日から起算して 1 5 日以内に本市にこれを申し出ることができます。

記

1 変更案の縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間

令和 7 年 6 月 3 日（火）から同年 7 月 2 日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

2 縦覧場所

(1) 全地域

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課（みなと大通り別館 5 階）

(2) 谷山地域

鹿児島市谷山中央四丁目 4 9 2 7 番地

鹿児島市産業局農林水産部谷山農林課（谷山支所 3 階）

(3) 伊敷地域

鹿児島市伊敷五丁目 1 5 番 1 号

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課伊敷農林事務所（伊敷支所 3 階）

(4) 吉野地域

鹿児島市吉野町 3 2 5 6 番地 3

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課吉野農林事務所（吉野支所 2 階）

(5) 吉田地域

鹿児島市本城町 1 6 9 6 番地

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課吉田農林事務所（吉田支所 2 階）

(6) 桜島地域

ア 鹿児島市桜島藤野町 1 4 3 9 番地

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課桜島農林事務所（桜島支所 1 階）

イ 鹿児島市東桜島町 8 6 3 番地 1

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課東桜島農林事務所（東桜島合同庁舎 1 階）

(7) 喜入地域

鹿児島市喜入町 7 0 0 0 番地

鹿児島市産業局農林水産部谷山農林課喜入農林事務所（喜入支所 2 階）

(8) 松元地域

鹿児島市上谷口町 2 8 8 3 番地

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課松元農林事務所（松元支所 2 階）

(9) 郡山地域

鹿児島市郡山町 1 4 1 番地

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課郡山農林事務所（郡山支所 1 階）

3 変更案の内容及び変更理由

別紙のとおり（縦覧場所にて保管）

4 意見書の提出について

(1) 提出者

意見書を提出できる者は、本市に住所を有する者とし、本市に事務所を有する法人も含む。

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 2 日（水）

(3) 提出方法

ア 直接持参又は郵送により提出すること。ただし、電話での意見は受け付けない。

イ 意見書には、住所、氏名を記載すること。法人にあつては、名称、代表者名及び事務

所の所在地を記載すること。

(4) 提出先

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課（みなと大通り別館 5 階）

(5) 意見書の取扱い

意見書に対して個別の回答は行わず、その要旨及び処理結果を、整備計画を変更した旨の公告と併せて公告する。

5 異議申出書の提出について

(1) 提出者

異議申出書を提出できる者は、農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者とする。

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 1 7 日（木）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送により提出すること。電話での意見は受け付けない。

(4) 提出先

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課（みなと大通り別館 5 階）